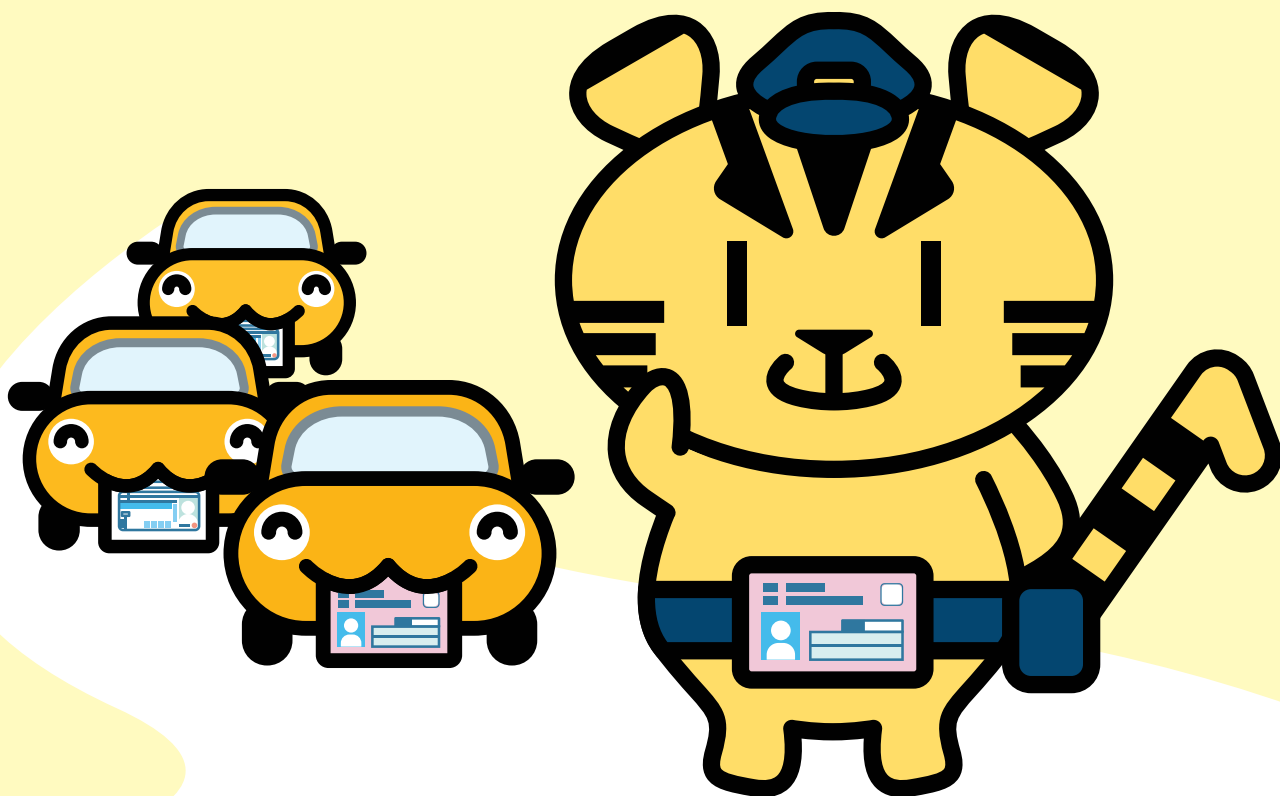
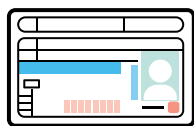


令和7年  
**3/24**  
運用開始!

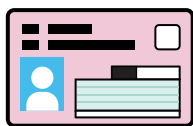
# マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。



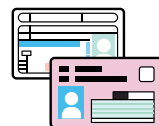
## 免許証は選べる3タイプ .....



**免許証**  
のみ



**マイナ免許証**  
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)  
のみ



**両方**

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯



**希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。**

### ? 一体化のための手続きは?



**運転免許センター等で手続きが可能です。**  
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。

### ? 免許情報の確認はどうするの?



**専用アプリで確認します。**

券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

# マイナンバーカードを 免許証として使える！ だから、メリットたくさん！



改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。一体化で免許情報がマイナンバーカードに記録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット

1

## 住所変更等がラクに！



市町村に  
行くだけ！



氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ保有者

メリット

2

## オンライン 更新時講習が受講可能に！

24時間  
好きな時に！



どこでも  
講習！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習

一般運転者講習

メリット

3

## 住所地以外での 更新の迅速化・申請期間延長！

### 経由地更新 即日完了！



住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続き（経由地更新）が迅速化されます。

優良運転者

一般運転者

メリット

4

## 更新手数料が安く



マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

## 一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続き前に6～16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。